

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則

京都市家庭動物相談所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は担当課長補佐」を「，担当課長補佐又は担当係長」に改める。

第3条第3項中「及び主席衛生指導員」を「，主席衛生指導員及び担当係長」に改める。

第4条中「又は主席衛生指導員」を「，主席衛生指導員又は担当係長」に改める。

第6条中「保健福祉局保健衛生担当局長」を「保健福祉局保健医療・介護担当局長」に、「及び主席衛生指導員」を「，主席衛生指導員及び担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)